## 議員提出議案第14号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年条例第1号)の一 部を別紙のとおり改正する。

平成21年11月25日

狭山市議会議長 中 村 正 義 様

提出者	狭山市議会議員	東	Щ		徹
賛成者	同	町	田	昌	弘
	同	伊	藤		彰
	同	中	<b>]</b>		浩
	同	磯	野	和	夫

同

## 提案理由

人事院勧告の状況等にかんがみ、議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいの で、この案を提出するものである。

広森すみ子

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年条例第1号)の一 部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の210」を「100分の195」に、「100分の 230」を「100分の220」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当に関する改正後の第7条第2項の規定の適 用については、同項中「100分の220」とあるのは「100分の215」とす る。